

重要 口座管理料の徴収開始のお知らせ

「口座管理料」は現在一律無料としておりますが、平成30年8月よりお客様にご負担いたいただくことになりました。「口座管理料」の有料化は口座の管理に係る費用の一部をお客様にご負担をお願いするものでございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

ただし、**お預かり資産の評価額が200万円以上等の免除条件に該当するお客様からは、口座管理料を頂戴いたしません（無料となります）。**

口座管理料(年間) 3,240円(税込)

①お預かり資産200万円以上のお客様

②その他免除条件に該当するお客様

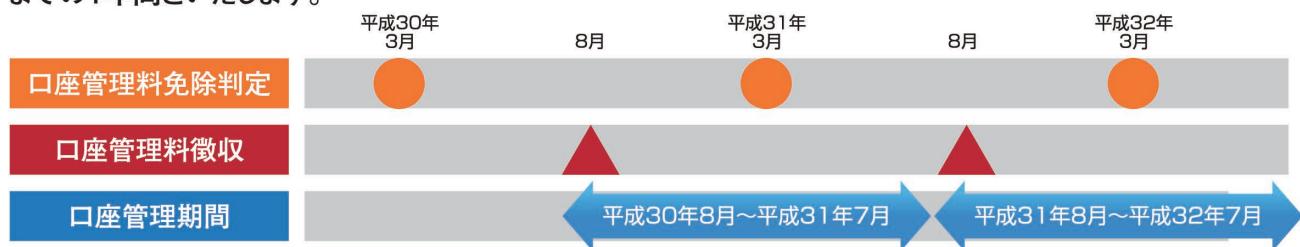
①②以外のお客様



無 料

口座管理料(3,240円)
のお支払いが必要

毎年3月に口座管理料免除の判定を行い、口座管理料のお支払いが必要なお客様につきましては同年8月にMRF・預り金より口座管理料を頂戴いたします。なお、口座の管理期間は毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間といたします。



【免除条件】

毎年3月末を基準に、以下のいずれかに該当するお客様は口座管理料は無料となります。

- ①お預かり資産の評価額が200万円以上（評価額の計算方法は、裏面参照）
- ②お預かり資産の評価額が1,000万円以上のお客様の2親等以内のご家族 ※別途詳細案内予定
- ③プレミアクラブ会員、プレミアVIPクラブ会員、オルクドールメンバー
- ④法人
- ⑤口座開設後1年未満であること（平成30年8月からの口座管理期間の場合、平成29年4月～平成30年3月の口座開設）
- ⑥東海東京ファンドラップ、東海東京SMAのお預かりがあること
- ⑦保険契約があること
- ⑧取引報告書等電子交付サービスを登録していること
- ⑨当社でNISA、ジュニアNISA口座を開設していること
- ⑩ファンド・ツミタテ（定期買付）、らいとうくらぶ（株式累積投資）の過去1年間の買付実績があること
- ⑪当社で東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式を保有していること
- ⑫勤務先の人事制度上のサービス（持株制度、投信積立てサービス等）を享受するための口座を開設していること

口座管理料徴収に関する詳細につきましては、必ず裏面をご覧ください。

【口座管理料】

お客様の口座を管理するための費用の一部としてお客様にご負担いただく料金です。

当社に開設していただく口座としましては、証券総合取引口座、保護預り口座、外国証券取引口座等さまざまな口座がございますが、お客様の開設されている口座の種類・数に関わらず、口座管理料(年間)は3,240円(税込)とさせていただきます。

【留意事項】

①口座管理期間は、毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間といたします。

②口座管理料は、MRF・預り金から徴収させていただきます。

つきましては、平成30年7月末までに証券口座へのご入金をお願いいたします。

③MRF・預り金に口座管理料以上の残高が確認できないお客様につきましては、平成30年8月より次の2通りの措置にて対応させていただきます。

a. 有価証券等のお預かりが「ない」場合は、お客様が当社とお取引を継続する意思はないものとみなし、当社の定める方法でMRF・預り金を返還のうえ、口座を解約させていただく場合がございます。

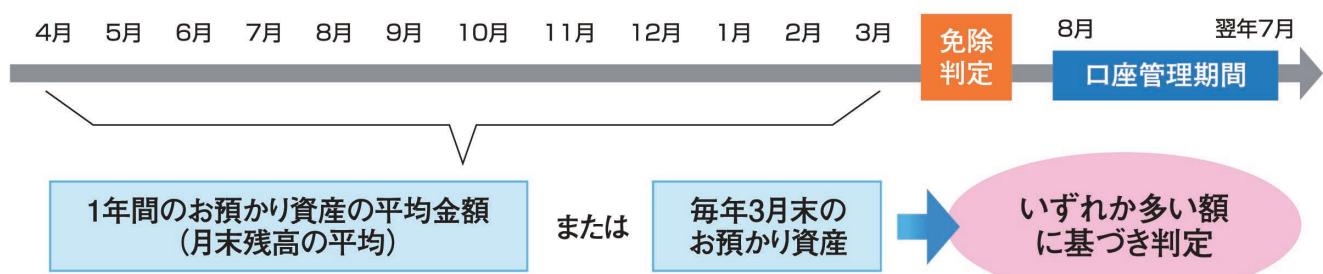
b. 有価証券等のお預かりが「ある」場合は、有価証券等の買付注文はお受けしないものとし、有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に口座管理料を徴収いたします。
口座管理料のお支払いが確認できましたら、買付注文の受付を再開させていただきます。

④口座管理料は、一括払いのみです。一度お支払いいただきました口座管理料の返金・割戻しはいたしかねます。

⑤免除条件等については、当社の判断により、予告なく変更となる場合がございます。

【お預かり資産の評価額の計算方法】

「1年間のお預かり資産の平均金額(月末残高の平均)」または「毎年3月末のお預かり資産」のいずれか多い額を適用いたします。



本件につきましては、お取引店舗またはカスタマーサポートセンターまでお問い合わせください。
または、当社ホームページをご覧ください。

— カスタマーサポートセンター —
 **0120-746-104**

[受付時間]
平日/8:00～18:00、土曜日/9:00～15:00
※日曜・祝日・年末年始休み

www.tokaitokyo.co.jp/

東海東京

検索

